

令和3・4年度小規模修繕業者名簿登載申請の手引き(随時申請)

令和3・4年度に相模原市が発注する小規模修繕の業者名簿に登載を希望される方は、下記事項に注意のうえ、名簿登載資格審査に必要な書類を作成し、提出してください。

この業者名簿は、契約課以外の各担当課において、250万円以下の簡易な修繕等の発注に際し、見積り等を依頼する業者選定の参考にするものです。

かながわ電子入札共同システムにおける入札参加資格認定申請(工事)との重複申請はできません。また、本市の入札に参加することはできませんので、あらかじめご了承ください。

提出要領

1 申請書の提出方法

郵送又は契約課窓口持参による受付(土日、祝日は窓口持参による提出はできませんのでご注意ください)

提出要領を確認のうえ、必要書類を全て揃えて提出してください。

あて先 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 財政局 財政部 契約課

17ページを切り取ってご利用ください。

次の日程で申請を受け付けます。

申請期間(消印有効)	審査基準日	名簿登載日
令和3年3月25日～令和3年4月10日	令和3年2月1日	令和3年5月1日
令和3年4月11日～令和3年5月10日	令和3年3月1日	令和3年6月1日
令和3年5月11日～令和3年6月10日	令和3年4月1日	令和3年7月1日
令和3年6月11日～令和3年7月10日	令和3年5月1日	令和3年8月1日
令和3年7月11日～令和3年8月10日	令和3年6月1日	令和3年9月1日
令和3年8月11日～令和3年9月10日	令和3年7月1日	令和3年10月1日
令和3年9月11日～令和3年10月10日	令和3年8月1日	令和3年11月1日
令和3年10月11日～令和3年11月10日	令和3年9月1日	令和3年12月1日
令和3年11月11日～令和3年12月10日	令和3年10月1日	令和4年1月1日
令和3年12月11日～令和4年1月10日	令和3年11月1日	令和4年2月1日
令和4年1月11日～令和4年2月10日	令和3年12月1日	令和4年3月1日
令和4年2月11日～令和4年3月10日	令和4年1月1日	令和4年4月1日
令和4年3月11日～令和4年4月10日	令和4年2月1日	令和4年5月1日
令和4年4月11日～令和4年5月10日	令和4年3月1日	令和4年6月1日
令和4年5月11日～令和4年6月10日	令和4年4月1日	令和4年7月1日
令和4年6月11日～令和4年7月10日	令和4年5月1日	令和4年8月1日
令和4年7月11日～令和4年8月10日	令和4年6月1日	令和4年9月1日
令和4年8月11日～令和4年9月10日	令和4年7月1日	令和4年10月1日
令和4年9月11日～令和4年10月10日	令和4年8月1日	令和4年11月1日
令和4年10月11日～令和4年11月10日	令和4年9月1日	令和4年12月1日
令和4年11月11日～令和4年12月10日	令和4年10月1日	令和5年1月1日
令和4年12月11日～令和5年1月10日	令和4年11月1日	令和5年2月1日
令和5年1月11日～令和5年2月10日	令和4年12月1日	令和5年3月1日

令和3年5月1日に名簿登載を希望される方の申請期間は令和3年3月25日からとなります。

令和3・4年度小規模修繕業者名簿登載申請の最終申請期間は

令和5年1月11日～令和5年2月10日(名簿登載日:令和5年3月1日)となります。

2 登載の有効期間

名簿登載日から令和5年3月31日まで

3 対象業者

修繕(工事)請負業者(簡易な修繕等の小規模工事を行う業者)

4 申請者の資格

次の事項に該当していることを要します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者(下記参照)
- (2) 引き続き1年以上その事業を営んでいる者(同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と
同様の事情(組織変更、合併等)にあると認められる者を含む。)
- (3) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を完納している者
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入義務がある場合、加入している者
- (5) 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員などに該当しない者
- (6) 相模原市内に本店(社)を有すること

(参考)地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 提出書類一覧

チェック欄	番号	提出書類	提出者 (は全者)	様式	備考
	1	小規模修繕業者名簿登載申請書(6~7ページ)		市様式	別記(3ページ)
	2	納税証明書 <u>審査基準日以降に 発行されたもの</u>		写しも可	別記(4ページ)

3	代表者の身分証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>	個人事業者のみ	写しも可	この証明書は、本籍地の市区町村において交付されます。
4	代表者の登記されていないこと の証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>	個人事業者のみ	写しも可	<u>証明事項…成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がいずれもないこと。</u> この証明書は、東京法務局において交付されます。詳細は、最寄りの法務局にお尋ねください。
5	雇用保険の加入関係書類		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))
6	健康保険の加入関係書類		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))
7	厚生年金保険の加入関係書類		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))
8	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないこと の届出書	該当者のみ	市様式	別記(11ページ)従業員がいない個人事業者等、該当者のみ提出してください。
9	暴力団員などに該当しないこと の誓約書及び同意書		市様式	別記(12ページ)第1号様式を提出してください。
10	支払金口座振替依頼書及び <u>預金通帳の写し</u>	該当者のみ	市様式	<u>新規申請業者及び振替先変更業者のみ</u> 提出してください。用紙は、相模原市ホームページからダウンロードしてください。
11	84円切手添付の返信用封筒			84円切手を貼付したもの。 審査結果通知の発送に利用しますので、必ずあて先を記入してください。
12	提出物チェックリスト (15～16ページ)		市様式	<u>他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず添付してください。</u>

上表のチェック欄は、提出書類を準備する際にご使用ください。

審査基準日は申請時期によって異なります。詳細は手引きの1ページ目。

6 提出書類の作成方法

(1) 小規模修繕業者名簿登載申請書(6～7ページ)

申請書の申請者は本店(社)の代表者として下さい。

「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「本店(社)の所在地」

本店に係わる各事項を記入してください。

「営業年数」

創業当時からの起算とします。

「登載を希望する修繕の種別及び実績(受注状況)」

登載を希望する業種に をつけてください。(最大、10業種まで登録可能。)なお、「(その他)」を希望する場合には、具体的な修繕(工事)内容を記入してください。「修繕(工事)受注状況」の欄には、希望する業種に係わるこれまでの主な実績を記入してください。

(2) 納税証明書

提出を要する納税証明書とその発行機関は次のとおりです。

区分	発行機関	法人	個人
国税	相模原税務署	納税証明書(その3の3) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用	納税証明書(その3の2) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

(注) 税務署で発行される納税証明書の(その3の2、その3の3)とは、法人税(個人事業者の方は所得税)または消費税及び地方消費税の両方の未納の税額がないことの証明書で過去から証明時点まで未納がない場合にのみ一枚の証明書で発行されます。

(注) 税務署で納税証明書を申請する場合には、法人の場合は代表印のある委任状で、納税証明書を申請してください。その際、委任状には、申請の権限を代理人に委任することを記載し、代理人は代理人自身の認印で申請書に押印してください。また、代理人の身分を証明する運転免許証等が必要です。

個人事業者の方は、税務署で納税証明書を申請する場合には、認印、身分を証明する運転免許証等が必要です。個人事業者も本人以外の方が納税証明書を申請するときは、上記の委任状が必要です。

相模原市税の納税証明書の提出は、不要です。

市が申請者の同意により、課税状況・納税状況等につき、関係公簿について調査します。手形等で預託中のものは、完納とは認めません。

(3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類

別記(8～9ページ)「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類一覧」を参照していただき、加入状況が確認できる書類(領収書の写し)又は別記(11ページ)「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を提出してください。

(4) 84円切手添付の返信用封筒

審査終了後に審査結果通知を郵送するため、84円切手を貼った封筒に必ず貴社のあて先を記入してください。

7 申請書提出後の注意事項

登載申請後、変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。提出の際は、**変更箇所が確認できる書類**を添付のうえ、契約課へ直接持参、または郵送してください。

用紙は、相模原市ホームページ「産業・ビジネス」「入札・契約情報」「申請書ダウンロード(契約関係)」「小規模修繕業者名簿登載申請(変更届)」からダウンロードしてください。

8 虚偽申請について

申請の内容に虚偽が認められた場合には、名簿登載を取消します。

9 名簿登載資格審査の結果

資格審査の結果については、名簿登載日の前月下旬に通知(郵送)します。また登録名簿は市のホームページ等で公表します。

<問い合わせ先>

相模原市役所 財政局 財政部 契約課(第2別館4階)

電話 042(769)8217 (直通)

FAX 042(769)5325

小規模修繕業者名簿登載申請書

…記入不要です

申請区分	審査基準日	受付番号	受付者
新規・継続	月 日		

相模原市長あて

令和 年 月 日

令和3・4年度に相模原市が発注する小規模修繕の業者名簿に登載を希望するので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

小規模修繕業者名簿登載申請のため、相模原市の法人市民税、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

本店(社)の所在地 〒 -

相模原市

電話 () FAX ()

携帯電話 ()

営業年数

年 月 より 年間

登載申請書の作成者及び連絡先

(行政書士等の委任を受けた作成者は記載してください)

作成者

連絡先

T E L

登載を希望する修繕の種別及び実績(受注状況)

登 載 を 希 望 す る 修 繕 の 種 別			希 望 (最大10個ま でをつける)
No.	登録希望業務	主 な 例 示	
1	土木	道路(側溝、舗装等)、下水(マンホール等)、その他	
2	とび・土工・コンクリート	施設内の舗装、足場等仮設、工作物解体、ネット・フェンス、その他	
3	造園	植栽、除草、公園整備、その他	
4	大工	型枠、造作、間仕切り等木部、壁、その他	
5	左官	土間、スロープ、段差補修、タイル、ブロック、モルタル、その他	
6	板金	建築板金、板金加工取付、その他	
7	建具	ドア、扉、鍵、サッシ、シャッター、網戸、襖、障子、家具、その他	
8	畳	畳、その他	
9	内装	天井、床、絨毯、カーテン、ブラインド、クロス、その他	
10	屋根・外壁	屋根、瓦、スレート、庇、雨樋、外壁、その他	
11	窓・ガラス	窓、ガラス加工取付け・交換、その他	
12	塗装・防水	塗装・防水塗装、防水、その他	
13	電気設備	照明設備、漏電、電気配線、絶縁、コンセント、スイッチ、その他	
14	給排水衛生設備	給水管、水道蛇口、洗面台、排水管、トイレ、ポンプ、その他	
15	空調設備	冷暖房設備、排気・換気設備、エアコン室外機、換気扇、その他	
16	通信設備	テレビアンテナ、放送設備、共聴設備、電話、FAX、その他	
17	ガス設備	ガス空調設備、ガス給湯器、ガス配管、その他	
18	消防設備	火災報知設備、誘導灯設備、煙感知設備、消火栓設備、その他	
19	その他	(具体的に手掛ける内容を記入)	

修繕(工事)受注状況 (希望修繕種別に関する主な実績を記入してください)

No.	内 容(下請の実績も含む)	発 注 者	履 行 期 限	請 負 金 額
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円

個人情報保護の観点から、発注者や内容欄に個人名等を記載しないようにしてください。
 この「No.」の欄は上表(登載を希望する修繕の種別及び実績(受注状況))を参考に記入してください。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類一覧

関係書類	内 訳	内 容
<p>雇用保険の加入関係書類</p> <p>加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付</p>	<p>1 労働局等に納付の場合</p>	<p>労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください</p> <p>「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」のコピー 会社名が記載されている宛名面も忘れずにコピーしてください 「口座振替のお知らせ」(口座引き落としのお知らせ)は領収書ではありませんのでご注意ください</p> <p>労働保険料納入証明書</p> <p>納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングで領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません</p> <p>○ ~ のうちいずれか1つを提出してください ・申請日から直近1回分を提出してください ・「労働保険料概算保険料申告書」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	<p>2 加入義務がない場合</p>	<p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付</p>
<p>健康保険の加入関係書類</p> <p>加入義務があれば1～2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付</p>	<p>1 年金事務所又は健康保険組合等に加入の場合</p>	<p>年金事務所又は健康保険組合発行の保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください</p> <p>領収済額通知書(口座振替の場合 名称は健保組合ごとに異なります) 納入告知額通知書(保険料引き落としのお知らせ)は、領収書ではありませんのでご注意ください</p> <p>社会保険料納入証明(確認)書 全国健康保険協会管掌健康保険の場合</p> <p>健康保険料納入証明書 組合管掌健康保険の場合 納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認</p>

		<p>できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません</p> <p>○ ~ のうちいずれか1つを提出してください</p> <p>・申請日から直近1回分を提出してください</p> <p>・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	2 建設国保組合に加入の場合	<p>建設国保加入証明書(申請日から3ヶ月以内の原本)</p> <p>健康保険証(会社名の記載されているものに限る)社員全員分の写し</p> <p>○ 、 のうちいずれか1つを提出してください</p>
	3 加入義務がない場合	<p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付</p>
<p>厚生年金保険の加入関係書類</p> <p>加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付</p>	1 年金事務所に加入の場合	<p>厚生年金保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください</p> <p>領収済額通知書(口座振替の場合) 納入告知額通知書(保険料引き落としのお知らせ)は、領収書ではありませんのでご注意ください</p> <p>社会保険料納入証明(確認)書</p> <p>納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません</p> <p>○ ~ のうちいずれか1つを提出してください</p> <p>・申請日から直近1回分を提出してください</p> <p>・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	2 加入義務がない場合	<p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付</p>

【注意事項】

健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、原則、申請日から3ヶ月以内の領収書を添付してください。

領収書の写しは、保険料の支払いが確認できる下記書類等のいずれかを添付してください。

領収印が押された領収書

口座振替した場合の領収済通知書(領収済通知書は「保険料 円を金融機関から口座振替により受領しました。日付、印」が記載されているものです。様式は健康保険組合等により異なります。)

口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)の写しを併せて添付してください。(通帳の写しの不要な部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません。)

各保険に加入したばかりで納付実績が無い場合、次の書類を提出してください

雇用保険：雇用保険適用事業所設置届(受付印が押されたもの)の写し

健康保険・厚生年金保険：健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)(受付印が押されたもの)の写し

余白に初回納付時期を記入の上、初回保険料納付後、領収書等を送付してください

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書

相模原市長あて

本社所在地
商号または名称
代表者 職・氏名

次の理由により、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについて届け出ます。

1 雇用保険について

従業員がいないため、加入義務がありません。

その他（理由を下記に記入してください）

(理由)
<労働局等に確認した場合は、下記も記入してください> 令和 年 月 日に関係機関「 」に 上記理由により加入義務がないことを確認しました。

2 健康保険について

従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。（法人の事業所は原則加入が義務付けられています。）

その他（必ず理由を下記に記入してください）

(理由)
<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください> 令和 年 月 日に関係機関「 」に 上記理由により加入義務がないことを確認しました。

3 厚生年金保険について

従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。（法人の事業所は原則加入が義務付けられています。）

その他（必ず理由を下記に記入してください）

(理由)
<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください> 令和 年 月 日に関係機関「 」に 上記理由により加入義務がないことを確認しました。

該当する保険の 欄にチェックしてください。

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住所
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
氏名又は代表者名
生年月日 年 月 日生
性別 男・女

小規模修繕業者名簿登載の申請にあたり、申請者（法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。以下同じ。）が相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号。）第 2 条第 2 号から第 5 号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約し、申請者が法人その他の団体の場合には別紙「第 2 号様式」の提出を求められた場合は速やかに提出すること及び下記に定める事項について確認・同意します。

記

- 1 市長は、申請者が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式及び別紙「第 2 号様式」に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 申請者が排除対象者である場合は、市長は下記のとおり取扱うものとする。
 - (1) 申請者は見積に参加できない。
 - (2) 申請者の採用決定を取り消す。
 - (3) 申請者と契約を締結しない、または申請者との契約を解除することができる。
 - (4) 申請者と締結している他の契約を解除することができる。
- 3 上記 2 の結果、申請者に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		

(法人その他の団体の場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))についても記載してください。)

記載された全ての者は、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

また、別紙「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」(第1号様式)に記載された事項について確認・同意しております。

商号又は名称
代表者氏名

(法人用) 提出物チェックリスト

下表に記載された、提出物の準備ができたかチェック欄にレ点の記載をお願い致します。

なお、本紙は、他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず提出をお願い致します。

提出書類	注意事項	チェック欄
小規模修繕業者名簿登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・登載を希望する業種は10業種以下となっていますか？ ・修繕(工事)受注状況の「No.」の欄は登録希望業務のNo.と一致していますか？ 	
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日は審査基準日以降のものですか？ ・納税証明書の区分は(その3の3)となっていますか？ (納税証明書(その3の2)は個人事業者用です)	
雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しは、保険料の支払いが確認できるものになっていますか？ ・健康保険、厚生年金保険の領収書は、申請日から3か月以内のものですか？ 	
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等氏名一覧表(第2号様式)の記載も済んでいますか？ 	
支払金口座振替依頼書及び預金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・前払い金用の書式になっていませんか？ ・預金通帳の写しも添付していますか？ 	
84円切手貼付の返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・あて先は記入済みですか？ ・84円切手は封筒に貼付していますか？ 	

審査基準日は申請時期によって異なります。

詳細は手引きの1ページ目を参照してください。

（個人事業者用）提出物チェックリスト

下表に記載された、提出物の準備ができたかチェック欄にレ点の記載をお願い致します。

なお、本紙は、他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず提出をお願い致します。

提出書類	注意事項	チェック欄
小規模修繕業者名簿登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・登載を希望する業種は10業種以下となっていますか？ ・修繕(工事)受注状況の「No.」の欄は登録希望業務のNo.と一致していますか？ 	
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日は審査基準日以降のものですか？ ・納税証明書の区分は(その3の2)となっていますか？ (納税証明書(その3の3)は法人用です) 	
代表者の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日は審査基準日以降ですか？ 	
代表者の登録されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日は審査基準日以降ですか？ ・<u>成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がいずれもないことが証明事項</u>になっていますか？ 	
雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写しは、<u>保険料の支払いが確認できるもの</u>になっていますか？ ・健康保険、厚生年金保険の領収書は、<u>申請日から3か月以内のもの</u>ですか？ 	
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等氏名一覧表(第2号様式)の記載も済んでいますか？ (役員等の役職がなければ役員等氏名一覧表の提出は不要です) 	
支払金口座振替依頼書及び預金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・前払い金用の書式になっていませんか？ ・預金通帳の写しも添付していますか？ 	
84円切手貼付の返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・あて先は記入済みですか？ ・84円切手は封筒に貼付していますか？ 	

審査基準日は申請時期によって異なります。
詳細は手引きの1ページ目を参照してください。

〒252 - 5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 財政局 財政部 契約課

『小規模修繕業者名簿登載申請書』在中